グローバル・地域研究

ワ州基本法の研究

--- 中国法との比較を通じて --- (9) 投資法

The Study of the Basic Law of the Wa State

—A Way to Make a Comparative Study of Chinese Law—(9) Investment Law

安田 峰傍*・高橋 孝治*

ミャンマー連邦共和国のシャン州の「ワ自己管理管区」(ワ州) は、国際的に承認されていない政府が実効支配している地域であり、独自の法である「ワ州基本法」が施行されている。ワ州基本法は一つの法典の中にいくつか章があり、これらの章がそれぞれ「民法」や「刑法」となっている。本稿は、これらのうち、投資法について、ワ州基本法の母法である中国の外資三法などとの比較という手法を用いて、検討を行うものである。

本稿の結論としては、ワ州投資法には、ワ州社会の根底がうかがえるかのような規定が多くあると指摘する。すなわち、ワ州基本法以外にも何らかの「法」がワ州に存在していることを示唆しており、さらに社会主義を標榜していないワ州が計画経済的な外商投資の方法を導入し、アヘン生産の縮小を法律上奨励している点なども、ワ州政府の努力が垣間見られるのである。

キーワード:アジア法、ミャンマー、中国法、ワ州法、国際的に未承認の政府

^{*}立命館大学人文科学研究所

[†]台湾・淡江大学 日本政経研究所(台湾政府主催・台湾フェローシップによる招聘)

[‡]本稿において, [] は直前の単語の中国語原文を表し、初出にのみ付した.

I. はじめに

福井県は「福井県国際交流会館の設置およ び管理に関する条例 | (1996年 (平成8年) 3 月21日福井県条例第3号公布。同年10月5日 施行。2019年(令和元年)7月30日福井県条 例第4号最終改正. 同年10月1日改正法施行) 第1条や第4条で「国際交流会活動」や「国 際理解」を行うことを前提とした規定を設け ている. さらに. 福井県福井市も「男女共同 参画社会をめざす福井市条例 | (2003年(平 成15年)3月28日条例第1号公布。同年4月 1日施行) 第21条において. 「国際的な理解 | を行うことを前提とする規定を置いている. 昨今. このような自治体による国際交流や国 際理解は声高らかに叫ばれている。

本稿は、このような「国際理解」の一助と なるべく. 日本ではあまり知られていない ミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」 という)のシャン州の「ワ自己管理管区」(以 下「ワ州」という. 中国語では「佤邦」と表 記される)という地域を研究するために行っ ている連作研究の一部である. ワ州は革命根 拠地(国際的に承認されていない政府が実効 支配し、事実上独立している地域)に存在す る軍閥政権であり、日本国政府との公式の交 流がなされる可能性は極めて低い. しかし. 政治的に国家レベルでの交流が難しい地域で あるからこそ, その地域を高度に理解するこ とが必要であるし、国家レベルでは交流が難 しい地域であるからこそ、自治体がその穴を 埋める必要があると考える.

筆者らはこのような立場でこれまでもワ州 研究の一環として、ワ州独自の法律である「佤

う)を研究してきた、本稿は、ワ州基本法の うち、第七章である「投資法」(以下「ワ州 投資法 | という) について検討するものであ る。なお、ワ州基本法は2019年に改正され たという話がある (安田=高橋 2022: p.60). しかし、本稿で検討するのは2003年12月24 日に改正されたワ州基本法である. 残念なが らワ州基本法に関する情報は必ずしも豊富で はなく、2019年に改正された法律について、 詳細な検討は困難である。そのため本稿で検 討するワ州投資法は、最新のものではない可 能性がある。しかし、ワ州でこのような法律 (便宜上、現在の法律と区別する場合は「2003 年基本法 | と呼ぶ) が少なくとも過去の一時 期において存在したことは確かであり、筆者 らの手元にあるその書物を史料として研究す ることは、法学史的観点から充分な意義を持 ち、より多角的なワ州理解に寄与できるもの と考える。

そして、これまでも述べてきている通り(陳 = 王 2003: p.124; 安田 = 高橋 2015: p.72), ワ州基本法の母法は、中華人民共和国(以下 「中国」という) の法制度(以下, 中国の法 を「中国法」という)と考えられる。そこで、 本稿は、中国の法律と比較しながら論を進め ていくこととする.

Ⅱ. ワ州投資法と中国の投資に関する 法律

1. 中国の投資に関する法律の構造とワ州投 資法

中国語で一般的に「投資」というときは、 邦基本法(試行)」(以下「ワ州基本法」とい 日本語の「投資」と同じ意味を指す.しかし.

ワ州投資法における「投資」とは、事実上ワ 州での「技術提供」を促進するために、技術 提供などをした企業に減税・免税措置をとる ことを指している。中国には名称が類似する 法律として「外商投資法」(2019年3月15日 主席令第26号公布、翌年1月1日施行)が存 在する. しかし. 外商投資法の条文の文言に はワ州投資法との類似性が見られず、また制 定された時期から考えても、 すくなくとも 2003年基本法におけるワ州投資法に影響は 与えていない. 状況的に, 2003年12月24日 に制定されたと考えられるワ州投資法に影響 を与えたのは、中国で外商投資法が整備され る前に、外国企業について規定していた「外 資三法」と呼ばれる法律のうち2003年頃段 階の改正法であろう. すなわち. 2000年10 月31日主席令第41号公布・施行で改正され た「外資企業法」(1986年4月12日主席令第 39号公布・施行. また, 2016年9月3日主席 令第51号公布(同年10月1日施行)でさら なる改正). 2001年3月15日主席令第48号公 布・施行で改正された「中外合資経営企業法」 (1979年7月8日全国院民代表大会常務委員 会委員長令第7号公布・施行. また. 2016 年9月3日主席令第51号公布(同年10月1日 施行) でさらなる改正). 2000年10月31日 主席令第40号公布・施行で改正された「中 外合作経営企業法」(1988年4月13日主席令 第4号公布・施行. また, また, 2016年9月 3日主席令第51号公布(同年10月1日施行) でさらなる改正)である. これら外資三法は. 外商投資法の施行に合わせて2020年1月1日 に失効した.

中国の外資三法は、外国との経済協力および技術交流の拡大を行い、中国の国民経済を

発展させることを目的としている(外資企 業法第1条. 中外合資経営企業法第1条. 中 外合作経営企業法第1条). ワ州投資法には. 目的規定が置かれていないが、「総則」と名 付けられた前文で「ワ州地区の天然資源を十 分に開発および利用し、良質な輸出製品を生 産し、生産項目を広範な分野へと拡大し、対 外経済貿易を拡大」させるとしており、その 目的は外資三法に近いものとなっている. さ らに、 当該総則には「ワ州人民の生活水準を 高めるためには、ワ州の対外開放政策を十分 に行い、投資者に実利を与え、相互平等な利 益、共同発展、共同受益の原則をもって、ワ 州地区の経済をよい方向に導き. 工農業を全 面的に発展させることを促進する」との文言 もあり、中国の外資三法を基本的に参考にし つつも、中国の改革開放政策に関与する法律 全般がワ州投資法のモデルと言えそうであ る.

2. 中国の外資三法などとの異同

中国における外資三法では、外国の投資者が中国国内で投資をするための企業を中国に設置する場合に規制をおこなうこととなっている(外資企業法第4条)、ワ州投資法も基本的には同様なのであるが、ワ州投資法では「製品の輸出を拡大させるものであること」や「高レベル、新しい科学技術を多く用いるものであること」などワ州にとっての外地人・外国人はワ州の経済発展に有用な技術を提供するという要件を満たすものでなければならない、一応、中国の外資三法にも「外資企業の設立については、中国の国民経済の発展に有利でなければならない」という規定

がある(外資企業法第3条第1項前段). しかし、このワ州投資法は、この中国の規定よりも具体的に外商(外地・外国による企業)による投資がワ州にどのような経済効果をもたらさなければならないのかを規定していると言えよう.

さらに. 中国の外資企業法第17条第1項は 「外資企業は国家の税収に関連する規定によ り、納税し、併せて減税、免税の優遇措置を 享受するものとする | と規定していた. これ に対して. ワ州基本法の中には, 租税法に相 当する規定がないためかり州投資法第17条 ~第19条において、ワ州に投資した外地・ 外国企業に対して、どのような租税優遇措置 がなされるのかが具体的に規定されている. もっとも、それであってもワ州投資法を前提 とすれば、優遇措置を受けない租税制度がワ 州には存在していることが示されているにも かかわらず, ワ州基本法内には租税法に相当 する規定が存在しないことも問題であろう. これが示すところは、ワ州基本法以外にもワ 州には法律が存在しているか、法律ではない 通達や行政規則. もしくはワ州の行政官など の一言で租税の徴収方法などが決定している 可能性があるということである.

また、ワ州投資法第10条では、外商による投資は、(1)合作方式(合弁)、(2)独立方式(独資)、(3)株式制のいずれかで行わなければならないとされている。そして、これらの用語についての定義規定は存在しない。しかし、中国における用語の意味と同じとすると、合作方式とは、現地企業と外商企業の共同出資企業ということになるが、出資比率を重要視せず、合意による合作条件に基づいてその権限が決定するというものであ

る (田中 2011: p.169). これに対して合弁 方式とは、現地企業と外商企業の共同出資企 業であり、出資比率に基づいてその権限が決 定するものである(藤本 2017: p.373). こ のように、合作方式と合弁方式は、異なるも のであるが、ワ州投資法では「合作方式(合 弁) | としているため、出資比率による権限 の所在につき明確な規定はせず. 「ワ州と外 商の共同出資企業」という意味なのであろう. さらに、独資方式とは、100%外国資本によ り成立した企業で(藤本 2017: p.415), 株 式制については外商により出資された株式会 社である(藤本 2017: pp.416-417)。中国に おいては、合作方式の企業は、中外合作経営 企業法を根拠に、合弁方式の企業は、中外合 資経営企業法を根拠に、独資方式は、外資企 業法を根拠にしていた。また、当時の中国で 株式制の外商企業については「外相投資株式 有限会社の設立に関する暫定規定[関于設立 外商投資股份有限公司若干問題的暫行規定]| (1995年1月10日対外貿易経済合作部発布・ 施行、2019年12月28日廃止)を根拠にして いた. Ⅱ. 1. でも述べたが, ワ州投資法は, 中国の外資三法を基礎としつつも、他の法律 もいくつか取り込んでいる法律といえよう.

3. ワ州投資法と中国の投資に関する法律を 比較して——中間的考察

ここでは、ワ州投資法全体を2003年頃に中国の外商投資の根拠となった規定と比較を試みた、その結果、中国の外資三法を基礎としつつも他の様々な法律が元になっているのではないかとの指摘をした、これまでのワ州基本法にも、もちろんワ州独自の規定はいく

つかあったが、ワ州投資法ほど様々な法律を 基礎にしたものはなかった。その意味では、 ワ州投資法は、ワ州基本法の中にあってよう やくワ州独自の法体系を造りあげた部分であ ると言えよう。

しかし、そのようなワ州独自の法体系と なっているワ州投資法も. Ⅱ. 2. で指摘し たように、「合作方式(合弁)」などの規定を 持ちながらも、合作方式とはどのような方式 を言うのかの定義規定がないなど、不完全な ものとなっている. 本稿は、恐らく中国にお ける用語の使い方と同じであろうとの視点か らこれらの用語の説明もしてきた。しかし、 ワ州における定義と中国における定義が完全 に同じであるという保障はない. また. ワ州 投資法内には合作方式であれ独立 (独資) 方 式であれ、株式方式であれ、どのような規制 がかかるのかについての定義がなく、しかも ワ州基本法の他の規定にも会社組織について 規定する部分はないのであり、合作方式や独 立方式など用語を分けても, それを分ける意 味がどこにあるのかも分からないものになっ ている.

しかし、II. 2. でも指摘したように、ワ州基本法内には租税法に相当する規定がないのであり、ワ州においても合作方式などにつきワ州基本法以外の法律や通達などが存在している可能性がワ州投資法から読み取れる。まさに、2003年時点での中国の株式制の外商企業については法律ではなく、対外貿易経済合作部による通知を根拠にしていたことと同じである。その意味では、条文の文言だけでなく、法の形式についてもワ州基本法は中国法と類似点があると言えよう。

Ⅲ. ワ州投資法独自の規定についての 考察

II. ではり州投資法を中国の類似する規定と比較を試みた. しかし、そこで明らかとなったのはり州投資法は、り州基本法の他の規定と比べても独自の法体系を構築していると評価できる点であった. そこで、ここではり州投資法独自の規定に焦点を当てて検討を行う.

1. ワ州の通貨について

ワ州では、中国の人民元が流通している(高野 1998: p.42; 安田 2011: p.20). そして、法的にこれに対して一部根拠を与えているのがワ州投資法第1条(11)である. この規定は「本投資法では暫定的に人民元を決済通貨として規定する」と規定している. もちろん、この規定をそのまま読めば、外商投資の決済通貨が人民元であると規定しているのみで、外商投資とは関係のないワ州内での通常の生活に用いる通過が人民元であるとまでは規定していない. しかし、条文上は外商投資の決済通貨としてとはいえ、ワ州の通貨について規定している条文は重要と言える.

しかし、この条文で問題となるのはあくまで「暫定的に」人民元を用いるとしか規定していないことである。すなわち、人民元の使用はあくまで暫定的であり、いつかはミャンマーの法定通貨であるチャットへの移行なり、もしくは(可能性としては)ワ州独自の通貨の使用なりという意味合いがあるものと思われる。対外的には、あくまでもミャンマー国内の特別区域という位置づけとなっている

ワ州の地位を考慮すれば、たとえ名目的なものであれ、将来的なミャンマー・チャットの流通に含みをもたせた表現であるとみなすのが妥当である.

2. アヘン生産に代替する産業について

ワ州はかつて、全世界で流通しているア ヘンの4割前後を生産しているとも称された (高野 1998: p.9). ワ州を含むタイ王国. ラ オス人民民主共和国、ミャンマーに囲まれた 地域は「ゴールデン・トライアングル」とも 呼ばれ麻薬の大生産拠点なのである。もっと も、このアヘンの生産量が原因で、かつて はワ州の存在が世界中から問題視された歴 史があり (陳=王 2003: p.88), ワ州では一 応、2005年にアヘン生産拠点からの脱却計 画が開始された (陳=王 2003: p.88; 安田 2011: pp.245-246). こうした事情を背景と してか. アヘン生産と代替する産業に投資す る場合は、特に優遇措置が適用されるという (ワ州投資法第1条(9), 第20条(3), 第22 条 (7)).

中国ではアヘンをはじめとする麻薬の生産は重罪である(甲斐=劉 2011: p.18). ゆえに、そもそも社会内部にアヘン生産という産業の存在が前提となっているワ州投資法のような規定は、中国には存在しない. そのため、アヘン生産と代替する産業への投資を奨励しているという点は、ワ州独特の制度と言える. ワ州投資法からも、アヘン生産がワ州の主たる産業であったことから脱却しようとする意向が看取される.

3.「契約」について

ワ州投資法第第11条は「批准された投資経営プロジェクトは、契約書に署名しなければならない」と、第12条は「関連契約の期間満了後、延長する場合には、双方の合意とワ州政府の批准があって効力を生じる」と規定している。これらの規定はその文脈からすると、ワ州内にて外商投資をしようと考える企業は、ワ州内にて展開する予定であるプロジェクトについて契約書の形式で明確にし、ワ州政府の批准を得る必要があるということであろう。

ワ州は一応、中国とは異なり社会主義を標榜しているわけではない(安田=高橋 2015: p.80). しかし、ワ州にて外商投資を行う際にはまずどのような投資行為を行うのか全て契約書にまとめ、しかもそれについてワ州政府の批准を得なければならないという点から、あたかも計画経済制度を導入しているかのように見える.

社会主義国家を標榜せず、外商投資が奨励されているように見えても、すくなくとも2003年基本法体制下のワ州における外商投資企業には、その行動範囲について大きな制約があったと言えよう.

4. ワ州投資法独自の規定について考察して ——中間的考察

本章ではり州投資法独自の規定のいくつかについて見てきた. そこでは, ワ州の通貨, アヘン生産を他の産業に代替しようとする試み, 社会主義を標榜していなくても事実上外商投資に関して計画経済制度を導入している

かのような「契約」に関する規定というワ州 社会の根底が見えるかのような規定が多く あった. すなわち, 社会主義を標榜していな くても外商投資企業には広く権利を認めず, 行動可能な範囲を限定している社会というこ とである.

このことはたとえば、ワ州投資法第22条(3)の農業投資に関しての、「本地区の投資者は、現地の県、区政府に登記を行い、外地もしくは外国の投資者は現地の県、区政府に登記をする他、併せてワ州政府に申請を行い、批准を得た後投資についての合法的権利を取得するものとする」といった規定にも明確に表れているように思える。すなわち、外商投資企業は、ワ州内での活動につきあらかじめ申請していない場合、その権利を得られないということである。

₩. おわりに

ワ州投資法が存在しても、実際にワ州で投資活動を行う中国とミャンマー以外の、ワ州領域外の外商企業がどれほどあるのかは分からない。また、ワ州は通貨や電気・水道・携帯電話および固定電話回線など基本的なインフラを中国に頼っており、経済面では中国国内の延長線上にあるかのごとき立場である。いっぽう、政治的にはワ州はひとまずミャンマーの領域内にとどまっているのだが、中国なりミャンマーなりの企業が果たして外商企業としてワ州投資法の規制を受ける対象であるのか、そうでないのかも明記されておらず不透明である。

なお,筆者(安田)は2011年当時にワ州 の首府パンサン市内において,中国雲南省の 家電量販チェーンの支店や、中国農業銀行のATMなどが同市内に存在したことを目視で確認している。筆者らがこれまで明らかにしてきた2003年基本法の他の条文の運用実態や、現実のワ州社会の様子から推察すると中国企業について、すくなくとも2003年基本法体制下においてはワ州投資法が厳密に適用されていたとは考えがたいように思える。

ワ州投資法の意義としては、条文そのものよりも、II. 3. で指摘したようにワ州基本法以外にも何らかの「法」がワ州に存在していることを示唆している点の方が大きいであろう。その他には、社会主義を標榜していないワ州が計画経済的な外商投資の方法を導入している点もワ州社会の特徴として重要であると指摘できる。その他、アヘン生産の縮小を法律上奨励している点もワ州政府の努力として評価できよう。

ところで、ワ州投資法上、具体的な優遇措 置については減税措置や免税措置についてし か規定されていない. 日本などでは、政策的 に奨励を図る産業については補助金などの拠 出という方法なども採る場合がある.しかし. ワ州投資法にはそのような手法は見られな い. もっとも. 補助金の拠出という手法は中 国の外資三法などにも見られないのであり. この点は中国の法制度を超える制度は整備さ れていない. 減税・免税措置のみで優遇措置 とすることは、結局やはりワ州の経済発展を 考えるうえでは望ましいが、そのために外商 投資企業にワ州政府が金銭を使うことはない ということだったのであろう. まさに, Ⅱ. 2. で指摘した、ワ州にとっての外地人・外国人 はワ州の経済発展に有用な技術を提供すると いう要件を満たす必要があるように、ワ州に

とってのみ有用な制度設計と言える.

このようなワ州投資法で、どれだけの外商 投資企業がワ州に参入したのかは調査が難し いが、明らかにすることは今後の課題といえ よう.

【資料】ワ州基本法「第七章 投資法」和訳 (底本は,緬甸佤邦司法工作委員会2004: pp.107-123).

第7章 投資法 第1款 総則

ワ州が平和的に建設されて10年以上が過 ぎ、各経済分野は著しい成熟を経て、ワ州の 経済は迅速な発展をており、さらに人民の生 活水準に大きな改革をなすため、ワ州政府 は「技術を導入し、人材を登用し、資金を確 保し、交流を広め、投資者に財を成し、ワ州 を発展させる」という対外開放政策を決定し た. よく働き, 誠実で忠孝なワ州各族の人民 は、資金需要、人材需要、技術需要に切迫し ている. ワ州人民は同じミャンマー各族人民 および世界の人民と一緒に共同の努力をし、 世界に名を轟かせたアヘンのゴールデントラ イアングルの工業的に発展させ、農業を隆盛 させ、新しいゴールデントライアングルを作 り、経済発展をさせ、世界の人民の旅行、観 光,療養に適する地域とするものである. ワ 州人民の生活水準を高めるためには、ワ州の 対外開放政策を十分に行い. 投資者に実利を 与え, 相互平等な利益, 共同発展, 共同受益 の原則をもって、ワ州地区の経済をよい方向 に導き、工農業を全面的に発展させることを 促進する.

ワ州はミャンマーの自治特区一つであり、 多くの事務や大型貿易などについては管区内 では直接の処理および決定権を持っている。 ワ州以外の地区と協力して行うべき内容につ いては、連邦政府に手続きを経てワ州政府の 関係組織が処理の責任を負うこととなってい る

ワ州政府の主旨としては、投資者に対して ワ州政府はその人身と安全および財産の不可 侵を保障するものである.

信頼を得、承諾を重要視し、契約は守らなければならない。ワ州地区の天然資源を十分に開発および利用し、良質な輸出製品を生産し、生産項目を広範な分野へと拡大し、対外経済貿易を拡大し、ワ州各地の経済発展に活力を与えるものとする。

外商投資経営者は合法的な経営権、製品の 輸出権、経済による収益権を享有するものと する。有効な経営期間内においては、ワ州政 府が行った承諾は不変であるとし、ワ州の政 策に符合する優遇措置を享有するものとす る

ワ州旅行局は、資金、人材、技術の3つの 導入に関して対外的な連絡を許可し、顧客の 各プロジェクトの契約締結前の各事項につき 協力するものとする。各プロジェクトの契約 は、その輸出入事業者の投資者の締結による ものとする。

ワ州政府は国内外工商界諸君を真摯に歓迎 し、意義あるプロジェクトに対し考察と論証 を行うものとする。域外ビジネスのための業 務の連絡、接待、経営プロジェクトの提供の 可能性の分析報告業務の考察に対し、経営プロジェクトの申請を助成し、関連審査手続き を行い、専門家を派遣し、連絡業務に協力さ せるものとする.

第2款 基本原則

- 第1条 投資業務は以下の原則を遵守するものとする。
- (1) 製品の輸出を拡大させるものであること
- (2) 発掘に関する投資プロジェクトにおいては大量の天然資源を求めるものであること
- (3) 高レベル、新しい科学技術を多く用いるものであること
- (4) 巨大な生産プロジェクトもしくは経営 プロジェクトへ投資し、補助するものであ ること
- (5) 多くの就業の機会を提供するものであること
- (6) エネルギーの消耗を抑えるためのプロジェクトであること
- (7) 地方経済の発展を促進するものであること
- (8) 鉱産業、林産業などは合理的な採掘、 科学的利用と生態保護の均衡が守られてい ること
- (9) ワ州政府の各アヘン禁止法規を遵守するものであること
- (10) 定められた時期に関係部門に対し生産 および財務報告を提出し、ワ州工商部門の 検査と監督を受け、税務部門の監査を受け ている投資企業であること
- (11) 本投資法では暫定的に人民元を決済通 貨として規定する

第3款 投資の審査と認証

- 第2条 ワ州政府, 県, 特区政府は異なる程度, 異なるレベルの審査権を持つ. 南部地区においては, ワ州南部地区行政管理委員会および関連区の政府部門が審査権を持つ
- 第3条 投資者はワ州の審査権を持つ政府部 門に対して書面で申請をし、行う内容について報告し、資金の証明、身分証明などの 書類を提出しなければならない。
- 第4条 500万以内(500万元を含む)⁽¹⁾ の投 資については県もしくは特区政府の審査を 経た後、ワ州政府の批准を経なければなら ない.
- 第5条 500万元以上の投資についてはワ州 の関連上級政府部門の審査を経なければな らない.
- 第6条 ワ州政府, 県, 特区政府が審査した 投資企業は, 当該企業の各種有効な文書を 交渉行政管理総局に提出して営業許可証の 手続きをしなければならない.
- 第7条 南部地区での2000万元以内(2000 万元を含)の投資については、区政府が審査をした後、ワ州南部地区行政管理委員会に報告し審査を経なければならない。2000 万元を超えるプロジェクトについては、ワ州政府の審査を経なければならない。

第8条 軍隊に属する投資者が、合資、合作、

株式会社を設立した場合,北部地区ではワ 州政府の審査を経て,南部地区ではワ州南 部地区行政管理委員会の審査を経なければ ならない.

第9条 第8款第2条に属する場合, 商業投資は県, 特区政府の審査を経なければならない.

第4款 投資方式

- 第10条 外商投資は以下の方式で行うものとする.
- (1) 合作方式(合弁)
- (2) 独立方式(独資)
- (3) 株式制

第5款 契約

- 第11条 批准された投資経営プロジェクト は、契約書に署名しなければならない.
- 第12条 関連契約の期間満了後,延長する 場合には,双方の合意とワ州政府の批准が あって効力を生じる.

第6款 登録資金

- 第13条 登録資金の金額は50万元とする.
- 第14条 登録資金の金額のうち、その25% の金額はワ州銀行に預け入れなければならない。残余である75%は、規定された時期内の明細書に応じて、設備や物資の実価格との不足を補うために用いることができ

る.

- 第15条 ワ州銀行に預け入れた金額は、本 投資プロジェクトに使用しなければなら ず、その他の目的のために転用してはなら ない
- 第16条 ワ州銀行が発行した資金確認証明 を,設備,物資への投資の明細書などとし て用いた場合には,工商行政管理総局は営 業許可証の手続きをしなければならない.

第7款 税の減免権

第17条 投資経営プロジェクトの目的税, 費用の徴収はワ州地区の税務部門および関連部門の規定によって執行するものとする. 外地人, 外国人がワ州地区で投資を行う場合, ワ州公民と一律に同等の権利および義務を享有するものとする.

プロジェクトの種類の差異や投資金額の 差異に応じて異なる程度の優遇政策および 税, 費用徴収の減免政策を受けることができる.

第18条 土地使用費の計算と減免

(1)土地使用に関する費用徴収は、山区、水辺区、都市によって等級と徴収する土地使用料は異なる。山区の占用は土地1畝ごとに毎年100~200元とする。水辺区の占用は土地1畝ごとに毎年500~1000元とする。都市および近郊の占用は土地1畝ごとに毎年3,000~5,000元とし、投資の大きいプロジェクトは、免除期間もしくは減額の優遇期間を延長し、その満了後に土地使用

料を徴収するものとする.

- (2) 一括納付された土地は、その有効期間 内につき土地使用料を免除する.
- (3) 長期に亘る中・大型農場、林場はその 有効期間内につき土地使用料を免除する.
- 第19条 外商投資事業の発展を促進するために、投資者は以下の関連免税および減税権を享有するものとし、同時に以下に規定する免税および減税権も享有する。
- (1) いかなる生産もしくは経営プロジェクトにおいても、製品を市場に投入した後、ワ州政府下に属する事業管理部門は0.8%の管理費を徴収する.
- (2) 50万から100万元の投資においては,1 年の免税権を享有することができる.
- (3) 100万元以上500万元以内(500万元を 含む)の投資においては、1年の免税権を 享有する。2年間の50%の減税の優遇措置 を享有し、併せて占用している土地の費用 を3年免除する優遇措置を享有する。
- (4)500万元以上1,000万元以内(1,000万元を含む)の投資においては、2年の免税権を享有し、3年間の50%の減税の優遇措置を享有し、併せて占用している土地の費用を4年免除する優遇措置を享有する.
- (5) 1,000万元以上5,000万元以内(5,000万元を含む)の投資においては、3年の免税権を享有し、4年間の50%の減税の優遇措置を享有し、併せて占用している土地の費用を6年免除する優遇措置を享有する。
- (6)5,000万元以上1億元以内(1億元を含む) の投資においては、4年の免税権を享有し、 5年間の50%の減税の優遇措置を享有し、 併せて占用している土地の費用を9年免除

する優遇措置を享有する.

- (7) 1億元以上の投資においては,5年の免税権を享有し,5年間の50%の減税の優遇措置を享有し,併せて占用している土地の費用を15年免除する優遇措置を享有する.
- (8) 工業,鉱山,水利などの建設(農場,林場) に必要な材料および設備に関しては輸入関 税を免除するものとする.
- (9) 商業性をもった流通業および飲食,サービス業に対する投資は、優遇措置を享受できないものとする.工業,鉱山、農業,水利,水力発電,化学工業,道路交通に対する投資は優遇政策を享受するものとする.
- (10) 価値が高い、品種が貴重であるもの(例 えば、貴重な勤続、宝石、玉など)の回収 を急ぐプロジェクトは、その合作条件に応 じて別に協議により定めるものとする。
- (11)「ミャンマー第二特区 (ワ州) 投資法 (暫定規定)[緬甸第二特区 (佤邦) 投資法 (暫行規定)]」とワ州政府が過去に発布した関連対外開放政策法令の規定を同時に執行し、相互に矛盾がある場合は、本投資法の暫定規定を基準とする.

第8款 投資プロジェクト

第20条 工業投資

- (1) 工業投資(工砿業,水力発電,水利, 道路交通,化学工業など)は優遇政策を享 受する.
- (2) 砿産業投資:地質調査をし,鉱脈を探 し当てた者が優先的採掘権を得るものとす る. ワ州地区の精錬所で精製された各砿物 製品は優遇政策を受ける.
- (3) ワ州で2005年にアヘン生産をやめた地

区に対し,直接投資プロジェクトを助成し, 優遇政策を適用するものとする.

(4) 砿産業の投資に対し、本投資法の暫定 規定と「ミャンマー第二特区(ワ州) 砿産 開発基本原則[緬甸第二特区(佤邦) 砿産 開発基本原則]」を同時に執行し、相互に 矛盾があるときは本暫定規定を基準とす る。

第21条 商業投資

全ての日用雑貨,商業,機械,電子製品,運輸機械,銀行業,農業副産品,林業製品,飲食,サービス業による貿易投資が商業性・流通類の投資の範囲にあるとき,商業投資に関する規定により執行を行う.

- (1)経営する場所などは、必須要件を備え、 登記・登録がなされ工商営業許可証を得る などの経営手続きが得られていること。
- (2) 資金(商品を含む)が一定あり、企業もしくは商業場などを構成していること.
- (3)会社もしくは商業登記を完了させて、 商業貿易活動を行っている場合、業務内容 に応じて関係する税収項目の規定および税 率に応じて政府に納税しなければならない
- (4) 政府,団体が商業企業,外商投資企業 を運営し、個人もしくは集団が商業企業を 運営している場合も同等に法律上の保護を 受け、あわせて政府の税務部門に税金の納 付を行わなければならない。

第22条 農業投資

(1) ワ州地区の種苗業の発展に対し、種苗 の自由、経営の自主、種苗の所有者がその 所有する種苗の使用につき方針を定めると いう原則を認める.

- (2) 民族、国籍で分けることなく、ワ州地区の種苗業の発展に投資をする者は、経済投資と技術投資につき同等の待遇と合法的権利につき同等の法律上の保護を受ける。
- (3) 本地区の投資者は、現地の県、区政府 に登記を行い、外地もしくは外国の投資者 は現地の県、区政府に登記をする他、併せ てワ州政府に申請を行い、批准を得た後投 資についての合法的権利を取得するものと する。
- (4)農業投資を奨励し、殖業、種苗業を発展させ、大中型農場、林場を発展させ、市場投入後2~3年の輸出税、農業税は免除するものとする。
- (5)農業投資に必要な輸入された農業機械 設備,種子,種苗,肥料は,輸入税を免除 するものとする.
- (6) 土地の使用:政府の配分と有償の徴用 は併用され,土地上の建築物もしくは青苗, 林木が徴用された場合,合理的な補償を行 うものとする.
- (7) 有効で、明確な効果が認められる禁止 されているアヘンを代替している種苗業に 対しては特殊な優遇政策を与えるものとす る.

第23条 その他の投資

教育および慈善事業については各種の税収 を免除するものとする.

第9款 権益と義務

第24条 署名された契約に対し、契約の履 行は厳粛になされなければならない、署名 された契約は一方が独自に修正することは できず、契約の条項を厳格になされ、違約 した者は、違約によって生じた一切の経済 損失を賠償する責任を負う.

- 第25条 契約により損害を受けた者はワ州 政府もしくは司法部門に疑義を呈し、違約 した者に対し訴訟を提起し、経済損失を賠 償させる権利を有する。
- 第26条 投資者自身の利益を保護するため、 契約に署名した後、ワ州政府および関係組 織に対し、審査の手続きを行い、批准後法 律上の保護を受けられるものとする。
- 第27条 投資者はワ州地区で合法的人身財 産保護権を絶対的に享受し、人身財産は法 律上の保護を受けるものとする.
- 第28条 家族,随行する職員も等しく人身 財産保護権を享有する.
- 第29条 投資者が申請を行い,主管単位が 批准した後,特殊な保護を提供することが できる.
- 第30条 投資商は、その取得した利潤を自 主的に処理する権利を有する。
- 第31条 投資商が使用する車両(移動用の車, 生産作業用の車, 生活用の車)は, ワ 州
- 第32条 投資者の子女はワ州で学習, 就業 する必要があるときは、優先権を有するも

のとする.

- 第33条 投資者は義務と責任を果たし、生産技術と管理方法を現地人に伝授し、共同発展を行うものとする.
- 第34条 投資者はワ州の法規,法令を遵守 し,現地の民俗風俗慣習を尊重するものと する.
- 第35条 投資者はワ州政府の活動に反対してはならない。ワ州人民と周辺国家および地区の友好関係に関する活動に損失を加えてはならない。
- 第36条 労働者を招聘する際は、原則として現地人を60%以上雇用しなければならない。
- 第37条 投資者の信仰の自由は尊重する. ただし、邪教の布教活動は許されない.
- 第38条 外商が50万元以上の投資をした場合,自己の国籍を保留したまま,2名以上にワ州の居民身分証の手続きをすることができる.

第10款

本「投資法暫定規定」は、起草、解釈を行う単位としては、ミャンマー第二特区 (ワ州) 政府財政部がその責任を担うものとする.

合作の過程で、本投資法在廷規定が規定していない事項が生じた場合、双方は「総則」の精神により協議してこれを処理するものとする。ワ州政府は終始「平等互利、投資者の

利益, ワ州の発展」の対外開放政策を堅持するものとする.

注)

1 「500万以内(500万元を含む)」となっており、「500万『元』以内(500万元を含)」という表現でない点は原文のママである.

<参考文献>

- · 日本語文献
- 甲斐克則=劉建利(編訳)(2011)『中華人民 共和国刑法(アジア法叢書31)』成文堂.
- 高野秀行 (1998) 『ビルマ・アヘン王国潜入記』 草思社.
- 田中信行(編)(2011)『最新 中国ビジネス 法の理論と実務』弘文堂.
- 藤本豪(2017)『中国ビジネス法体系――部 門別・場面別』(第2版)日本評論社.
- 安田峰俊(2011)『独裁者の教養(星海社新書4)』講談社.
- 安田峰俊=高橋孝治(2015)「ワ州基本法の研究――中国法との比較を通じて――(1)総則」『多摩大学研究紀要「経営情報研究」』(19号)多摩大学経営情報学部,pp.71-86収録.
- 安田峰俊=高橋孝治(2022)「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——(8) 消防法」『ふくい地域経済研究』(35号) 福井建立大学地域経済研究所,pp.47-60.
- ・中国語文献 (ワ州流通のもの)
- 陳英=王双棟(2003)『"金三角"之星』緬甸 佤邦民族教育出版社。
- 緬甸佤邦司法工作委員会(編)(2004)『佤邦 基本法(試行)』[出版社不明].